ロ　劣後特約付社債を発行した場合又は子法人等が劣後特約付社債を発行したことを知った場合　次に掲げる事項

(1)　発行の方法及び理由

(2)　発行総額（外貨建てである場合は、当該発行総額及びその円換算額）並びに現在及び発行後の発行残高

(3)　発行日、利率及び償還期限

十八　次条第十二号ホに該当する場合　次に掲げる事項

イ　弁済又は償還をした金額及び年月日

ロ　弁済又は償還をした後の残高

2　前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　法第五十七条の十八第一項第一号に該当する場合　次に掲げる書類

イ　合併契約の内容及び合併の手続を記載した書面

ロ　当事者の最近の貸借対照表（関連する注記を含む。）

ハ　最終指定親会社にあっては、合併後における経営の健全性の状況を記載した書面

二　法第五十七条の十八第一項第二号に該当する場合　次に掲げる書類

イ　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てに係る書面の写し

ロ　最近の日計表

三　次条第一号に該当する場合　次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める書類

イ　法第二十九条の四第一項第一号イ（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合　次に掲げる書類

(1)　取消しを命ずる書面の写し又はこれに代わる書面

(2)　当該外国の法令

ロ　法第二十九条の四第一項第一号ロに該当することとなった場合　確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

四　次条第二号に該当する場合　次に掲げる書類

イ　役員が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあっては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

ロ　役員が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあっては、破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

ハ　役員が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はトに該当することとなった場合にあっては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

ニ　役員が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合（外国において取り消された場合に限る。）にあっては、取消しの根拠となる外国の法令

五　次条第三号に該当する場合　次に掲げる書類

イ　該当することとなった又は該当しなくなった親会社又は子法人等の業務の概要を記載した書類

ロ　指定親会社と親会社又は子法人等の関係を示す書類

六　次条第四号に該当する場合　最近の日計表

七　次条第五号に該当する場合　変更後の定款

八　次条第九号に該当する場合　次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める書類

イ　主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合　次に掲げる書類

(1)　当該主要株主が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあっては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

(2)　当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあっては、破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

(3)　当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はトに該当することとなった場合にあっては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

(4)　当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が外国において刑に処せられた場合にあっては、刑の根拠となった外国の法令

(5)　当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が外国において登録等を取り消された場合にあっては、登録等の取消しの根拠となる外国の法令

ロ　主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった事実を知った場合　次に掲げる書類

(1)　当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号イに該当することとなった場合にあっては、取消しを命ずる書類の写し又はこれに代わる書面

(2)　当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号イ又は主要株主である法人を代表する役員が同項第二号ニ若しくはホに該当する場合（外国において登録等を取り消された場合に限る。）にあっては、取消しの根拠となった外国の法令

(3)　当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当することとなった場合にあっては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

(4)　当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあっては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

(5)　当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあっては、破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

(6)　当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はトに該当することとなった場合にあっては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

九　次条第十一号に該当する場合　当該不利益処分を規定する外国の法令

十　次条第十二号ニに該当する場合　次に掲げる書類

イ　劣後特約付借入金を借り入れた場合又は子法人等が劣後特約付借入金を借り入れたことを知った場合にあっては、契約書の写し

ロ　劣後特約付社債を発行した場合又は子法人等が劣後特約付社債を発行したことを知った場合にあっては、目論見書又はこれに準ずるものの写し